

栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例

令和5年2月13日
条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。）で使用する用語の例による。

(開示請求書)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関（広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員をいう。以下同じ。）が定める事項を記載することとする。

(開示請求の手数料)

第4条 法第89条第2項の規定による納付しなければならない手数料は、無料とする。ただし、情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第5条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるときは、栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年条例第7号）第1条に規定する栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の廃止)

2 栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第6号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同項の規定の施行前において旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の取扱いに従事していた者に係る旧条例第3条第2項の規定によるその職務に関し知り得た旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない責務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

4 第2項の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者に係る旧条例第12条第2項の規定による受託事務に関して知り得た旧個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない責務については、第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。

5 第2項の規定の施行の日前に旧条例第13条、第23条及び第23条の2の規定による請求がされた場合における開示、訂正、削除及び利用又は提供の中止については、なお従前の例による。

6 第2項の規定の施行前にした行為並びに第3項及び第4項によりなお従前の例によることとされる場合における第2項の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。